

船舶安全管理システム規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 26 号

2019 年 3 月 14 日 海務委員会 承認

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 6 月 14 日 規則 第 26 号
船舶安全管理システム規則の一部を改正する規則

「船舶安全管理システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 安全管理システムの登録

2.3 証書

2.3.4 証書の失効

-2.(8)を次のように改める。

- 2. 次の(1)から(9)のいずれかに該当する場合、SMC 又は仮 SMC は失効する。
 - (1) 会社の管理する船舶が 5 章に規定する定期的審査を受けないとき。
 - (2) 船舶に係る重大な不適合の是正が会社により行われないうとき。
 - (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
 - (4) ISM コードに基づく要求事項に変更があり、会社の管理する船舶が変更された要求事項に適合しようとしないうとき、又は適合できないとき。
 - (5) 本会又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会の発行する有効な DOC 又は仮 DOC を会社が有していないとき。
 - (6) 係船中の船舶になるとき
 - (7) 船舶を運航するために必要な条約証書を有していないとき。
 - (8) 登録規則 ~~2-72~~ 章により船級登録が消除されたとき。
 - (9) 審査の手数料及び経費が支払われないうとき。

附 則

1. この規則は、2019 年 6 月 14 日から施行する。